

湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業に関する基本協定書（案）

広島市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、湯来南運動広場に敷設する人工芝等の供給等事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、関係法令等の定めるところに従い、甲及び乙の双方が対等な立場において相互に協力又は連携し、本事業を適正かつ確実に実施するとともに円滑な遂行を図るために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（本事業の目的等）

第2条 湯来南運動広場は、野球、ソフトボールのほか、サッカーにも供する広場とするため、これら用途に適した人工芝等を敷設するほか、快適な競技環境の提供や隣接する河川や地下水環境にも配慮するとともに、高い耐久性能を備えた人工芝を供給等することを目的とする。

（本事業の概要）

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事項で構成する。

(1) 別途公告する（仮称）湯来南運動広場人工芝整備（以下「本工事」という。）における本事業の事業者の選定に至った企画提案書（以下「企画提案書」という。）に基づいた人工芝等の供給に関する事項

(2) 本工事の施工が円滑に行われるよう、本工事の受注者に対して適正、公正に協力する事項

(3) その他、本事業の実施に必要な事項

2 甲は、公共公益上必要と認めるものについて、合理的な範囲内での本業務の変更を事業者に求めることができる。

3 乙は、法制度の改正などやむを得ない理由がある場合又は業務内容の向上等を目的とする場合において、本工事に関する公告までの間において、市に対して、提案趣旨を損なわない範囲での企画提案書の変更を申し入れることができるものとする。

4 乙から前項の規定による申入れがあったときは、甲は企画提案書の変更の可否について文書により事業者に対し回答するものとする。

5 乙は、本業務の実施に際して疑義を生じたときは、速やかに市と協議の上、誠実に対処するものとする。

（広島市の責務）

第4条 甲は、第2条の本事業の目的の趣旨を踏まえ、本事業の円滑な実施に必要な事項について、乙に対する必要な支援の実施に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 乙は、第2条に規定するもののほか、本事業の実施に当たり、企画提案書に記載した内容を遵守するとともに、本事業を円滑かつ確実に実施するものとする。

2 乙は、本事業の事業者として、次に掲げる事項を行う。

(1) 企画提案書（第3条第4項において、甲が企画提案書の変更を承諾した場合は、変更後の企画提案書）に基づくすべての事項を本工事において実行すること。

(2) 乙は、本工事に参加を希望するすべての者に対して、公平、公正に対応すること。

(3) その他本事業の推進のため甲及び乙の二者が必要と認めた事項に関すること。

3 乙は、甲のほか、本事業に関わる者と連携・協力し、本事業を円滑に実施するものとする。

（本協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本工事における契約期間の満了日までとする。

ただし、市が第12条の規定に基づいて本協定を解除する場合は、市が事業者に対して通知した

日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条の規定の効力は本協定の有効期間満了後も存続する。
(事業者の報告義務等)

第7条 乙は、本事業の実施に必要な事項について、企画提案書の内容に瑕疵が生じたときは、遅滞なくその旨を甲に書面にて報告しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 甲又は乙は、相手方の事前の承認を得た場合を除き、本協定上の地位、又は本協定に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供し、又はその他の方法による処分をしてはならない。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定の履行に関して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任を持って管理し、本協定の履行以外の目的で当該秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承認なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 相手方から受領した時点で公知となっており、又は受領を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 相手方からの受領よりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方から受領した後に甲及び乙のいずれの責にも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 受領を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 甲及び乙が、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の規定に関わらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合は相手方の承認を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令、広島市情報公開条例（平成13（2001）年広島市条例第6号）等の規定に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲又は乙が本事業の実施に関する業務を委託又は請け負わせた者に対して本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合
- (5) 甲又は乙が相手方の事前の承認を得た上で相手方以外の第三者との間で本事業の実施に関する契約等を締結するに当たり当該第三者に開示する場合、又は当該第三者を選定する手続において当該手続に関与する者に開示する場合

(債務不履行)

第10条 甲又は乙は、本協定上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 甲又は乙は、地震、火災、風水害、盗難、その他甲又は乙の責に帰すことのできない事由によってそれぞれが被った損害については、賠償する責を負わない。

(協定の変更)

第11条 甲又は乙は、本協定を変更する必要があると認めるときは、変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の書面を受領した日から7日以内に、本協定の変更に関する協議を行うものとする。

- 3 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

(協定の解除等)

第12条 甲は、第6条の協定期間に関わらず、次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、本協定等又はその他関係法令等に違反する行為を行った場合
 - (2) 乙が、本事業について第2条に掲げる本事業の目的から逸脱し、甲からの再三の警告等が発せられてもなお改善が見られない場合
 - (3) 乙の事業実施が乙の都合により著しく遅延する等、円滑な事業実施が困難と判断される場合
 - (4) 甲及び乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (5) 乙が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続の申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
 - (6) 乙が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (7) 乙が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (8) 乙が、合併、会社分割等により法人格の変動が生じ、本事業の継続が困難になった場合
 - (9) 乙が、暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当する場合
 - (10) 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、暴力団等であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。
 - (11) 乙が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団等であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 公正取引委員会が、本協定等に係る入札（見積合せを含む。以下同じ。）に関して、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22（1947）年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (13) 本協定等に係る入札に関して、乙（乙の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40（1907）年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (14) その他本協定等に係る入札に関して、乙が前2号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。
 - (15) 本協定等に係る入札に関して、乙が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
 - (16) 乙が、この契約を誠実に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (17) その他、甲が、乙の帰責事由により乙による事業継続が不可能と判断した場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることはできない。
- 3 乙は、本協定の解除を希望する場合は、甲に対して書面により解除の申請を行うものとし、甲は乙からの申請後、速やかに当該解除に係る調整を行い、了承が得られた場合に限り、本協定を解除することができる。

（共通事項）

第13条 本事業の実施に関し、甲と乙との間で行われる請求、通知、報告、申出、承認、確認、指示、要請、質問、回答、勧告及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、甲と乙

の双方が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 本事業の実施に関し、甲と乙との間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本事業の実施に関し、甲と乙との間における金銭の支払いに用いる通貨は日本円とする。
- 4 本事業の実施に関する債権又は債務の金額は円を最低額として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
- 5 本事業の実施に関し、甲と乙との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4（1992）年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 6 本事業の実施に関する期間の定めについては、特別の定めがある場合を除き、民法（明治29（1896）年法律第89号）及び商法（明治32（1899）年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 本事業の実施に関し、甲と乙との間で用いる時刻は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11（1999）年法律第162号）第14条第1項第3号の定めるところにより通報される標準時（以下「日本標準時」という。）とする。
- 8 本事業の実施に関係する法令等（以下「法令等」という。）が改正（新たな制定を含む。）された場合は、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が本事業の実施に適用されるものとする。
- 9 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、甲の事務所の所在地を管轄する広島地方裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。
- 10 本協定に定めのない事項、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議して定めることとする。
- 11 甲及び乙は、本事業を円滑に遂行するために双方の合意が必要な事項に関する協議を行う。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
広島市長 松井 一實

乙 所在地
名称
代表者